

## 第 61 号議案

### 滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務局組織規程(昭和 53 年滋賀県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月 22 日

滋賀県教育委員会

---

### 滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部改正

第3条の表教育総務課の項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号から第 24 号までを1号ずつ繰り上げ、第 25 号を削り、第 26 号を第 24 号とする。

第4条の表教職員課の項中「人材育成・働き方改革係」を「教員採用育成・働き方改革係」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 「滋賀県教育委員会事務局組織規程」の一部改正について

### 1 改正の理由

- ・現在知事の権限に属する事務の補助執行として、教育総務課が所管している「総合教育会議に関する事務」について、令和6年度から教育委員会での補助執行を終了し、その所管を知事部局に戻すことから、所要の改正を行うもの。
- ・現在教育委員会の権限に属する事務として、教育総務課が所管している「博物館法の施行に関する事務」について、令和6年度から知事部局に補助執行させることから、所要の改正を行うもの。
- ・優秀な教員の人材確保に向けた体制を強化するため、教職員課「人材育成・働き方改革係」が改編されることとなり、令和6年度より名称についても「教員採用育成・働き方改革係」に改称されることから、所要の改正を行うもの。

### 2 主な改正内容

- ・教育総務課の、分掌事項から「(11) 総合教育会議に関すること。」および「(25) 博物館法（昭和26年法律第285号）の施行に関すること。」を削る。  
(第3条関係)
- ・教職員課「人材育成・働き方改革係」を「教員採用育成・働き方改革係」に改める。(第4条関係)

※詳細は、新旧対照表を参照

### 3 施行日

令和6年4月1日

滋賀県教育委員会事務局組織規程新旧対照表

旧		新	
第1条～第2条 省略 (分掌事務)		第1条～第2条 省略 (分掌事務)	
第3条 前条に規定する課および室の分掌事務は、次のとおりとする。		第3条 前条に規定する課および室の分掌事務は、次のとおりとする。	
名称	分掌事項	名称	分掌事項
教育総務課	(1)～(10) 省略	教育総務課	(1)～(10) 省略
	(11) 総合教育会議に関すること。		(削除)
	(12)～(24) 省略		(11)～(23) 省略
	(25) 博物館法(昭和26年法律第285号)の施行に関すること。		(削除)
(26) 省略	(24) 省略		
省略		省略	
省略		省略	
(係の設置)		(係の設置)	
第4条 次の表の左欄に掲げる課または室にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。		第4条 次の表の左欄に掲げる課または室にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。	
課・室名	係名	課・室名	係名
省略		省略	
教職員課	服務・免許係、給与係、人材育成・働き方改革係、県	教職員課	服務・免許係、給与係、教員採用育成・働き方改革係、

立学校人事係、小中学校人事係	県立学校人事係、小中学校人事係
省略	省略
省略	省略